平成２１年（フ）第７３１８号
大阪府三島郡島本町江川２丁目15番６―204号
債務者　田村　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２６号
大阪府箕面市如意谷１丁目６番４―401号
債務者　駒澤　征紀
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３７号
大阪府豊中市北条町１丁目30番14号
債務者　渡部　誠司
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３４２号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―1002号
債務者　杉村　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０１号
大阪府茨木市水尾３丁目15番502号
債務者　山中　真紀
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２７号
大阪府吹田市原町４丁目22番２―904号
債務者　益田　久美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３２号
大阪市都島区中野町４丁目４番22―302号
債務者　杉谷　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５２号
大阪府東大阪市中新開２―２―34ディナスティ吉田駅前505、住民票上の住所大阪府守口市藤田町４丁目10番３号
債務者　中西　　綾
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５８号
大阪市天王寺区上本町８丁目１番８号　川口マンションビル201号
債務者　羽原きぬ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６０号
大阪府大東市諸福２丁目９番19号
債務者　橋本　麻利
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６５号
大阪府八尾市旭ケ丘５丁目85番地の１―18―402号
債務者　厚ヶ瀬栄子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７１号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番５号　シャトー六万寺203号
債務者　太田　幸児
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６７号
神戸市長田区花山町２丁目11番９号
債務者　柳川こと　柳　　文彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８３号
神戸市中央区日暮通３丁目４番16号
債務者　橋本　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４２号
神戸市東灘区深江北町３丁目10番23―603号
債務者　小網　順子（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９号
兵庫県西脇市野村町201番地の13
債務者　杉本　惠子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１７号
兵庫県加東市松沢755―315、住民票上の住所兵庫県加東市喜田１丁目１番地15
債務者　切通　美佐
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２５９号
香川県さぬき市鴨庄3212番地３
債務者　大河原朋美（旧姓菱田）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係